

今後の墓地行政の指針となる、 第2次南城市墓地基本計画 を策定しました！！

墓地基本計画とは？

南城市では、長期的かつ総合的なまちづくりを目指し、様々な計画により土地利用を規制しております。その中で、墓地に関する規制及び今後の市の方針をまとめた第1次墓地基本計画を、平成21年度に定めました。

この度、計画期間である10年が経過したこと、また人口増加や市民ニーズの多様化から計画の見直しを行い、第2次墓地基本計画を策定しました。

■墓地基本計画はなぜ必要？

沖縄県では、門中墓や家族墓に代表されるように、個人で墓地を所有する習慣が認められてきましたが、**個人墓地は法律上、原則認められていません**。なぜなら、個人墓地が点在することで住環境や景観へ影響があること・少子高齢化により管理されない墓地が増えることが予想されるためです。

※法律…墓地・埋葬等に関する法律

南城市第2次墓地基本計画の概要

計画の概要は以下の通りです。

- 計画区域：**南城市全域**を対象とします。
- 計画期間：**令和2年度から施行**します。
※墓地の規制・誘導に係る状況変化により、計画に見直しの必要性が生じた場合は、柔軟に見直しを行います。
- 策定の体系：**庁内関係者・有識者との意見交換**や**市民アンケート**、（無作為2,500人抽出、回答600人）、**パブリックコメント**を実施しニーズの把握を行い、現状に即した計画を策定しました。
- 墓地の定義

墓地の種類		特徴
管理型墓地	法人墓地	宗教法人等が運営する墓地
	公営墓地	市町村等自治体が運営する墓地
個人墓地		個人が所有する土地に個人が設置する墓地



第2次墓地基本計画の目標

目標1

南城市の目指す土地利用計画や、市民の生活に配慮した**墓地立地の規制・誘導**を推進します。

目標2

市民のニーズに合わせた**管理型墓地の運営**と適正な**墓地の維持管理**を推進します。

基本方針

目標の実現に向けて、取組みとして以下4つの方針を示しました。

- 墓地禁止区域（墓地の設置を原則禁止する区域）について
- 公営墓地について
- 法人墓地について
- その他墓地行政の取組み



公営墓地について

現状南城市に具体的な公営墓地整備計画はありませんが、将来に向け以下3つの整備指針を示しました。

(1) 墓地の規制に対する**墓地の誘導先**の確保

墓地は生活環境や景観等との調和から配慮が求められる一方で、住民の生活に必要不可欠なものです。規制に対する誘導先として、公営墓地の整備を考えます。

(2) **住民サービス**としての整備

墓地の公共性、公営性に鑑み、基礎的な住民サービスとして需要に応じて公営墓地を供給することが望ましいと考えます。

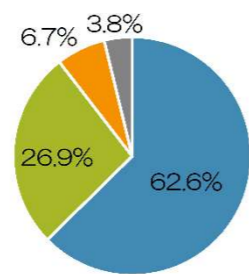
(3) **無縁墓地（継ぐ人がいない墓地）等の移転先**としての整備

アンケート調査から、墓地を所有している人の中で、将来墓地を継いでくれる人がいない方が一定数いたこと、また今後の少子高齢化となる人口を考慮し、墓じまいを考えたときに移転先の候補にもなり得る公営墓地の整備を考えます。

無縁墓地について（市民アンケート結果より）

・墓を将来継いでくれる人はいますか？

- 継いでくれる人は決まっている
- 継いでくれる人は決まっていないが、予定・見込みはある
- 継いでくれる人はいない
- 無回答



墓地禁止区域について

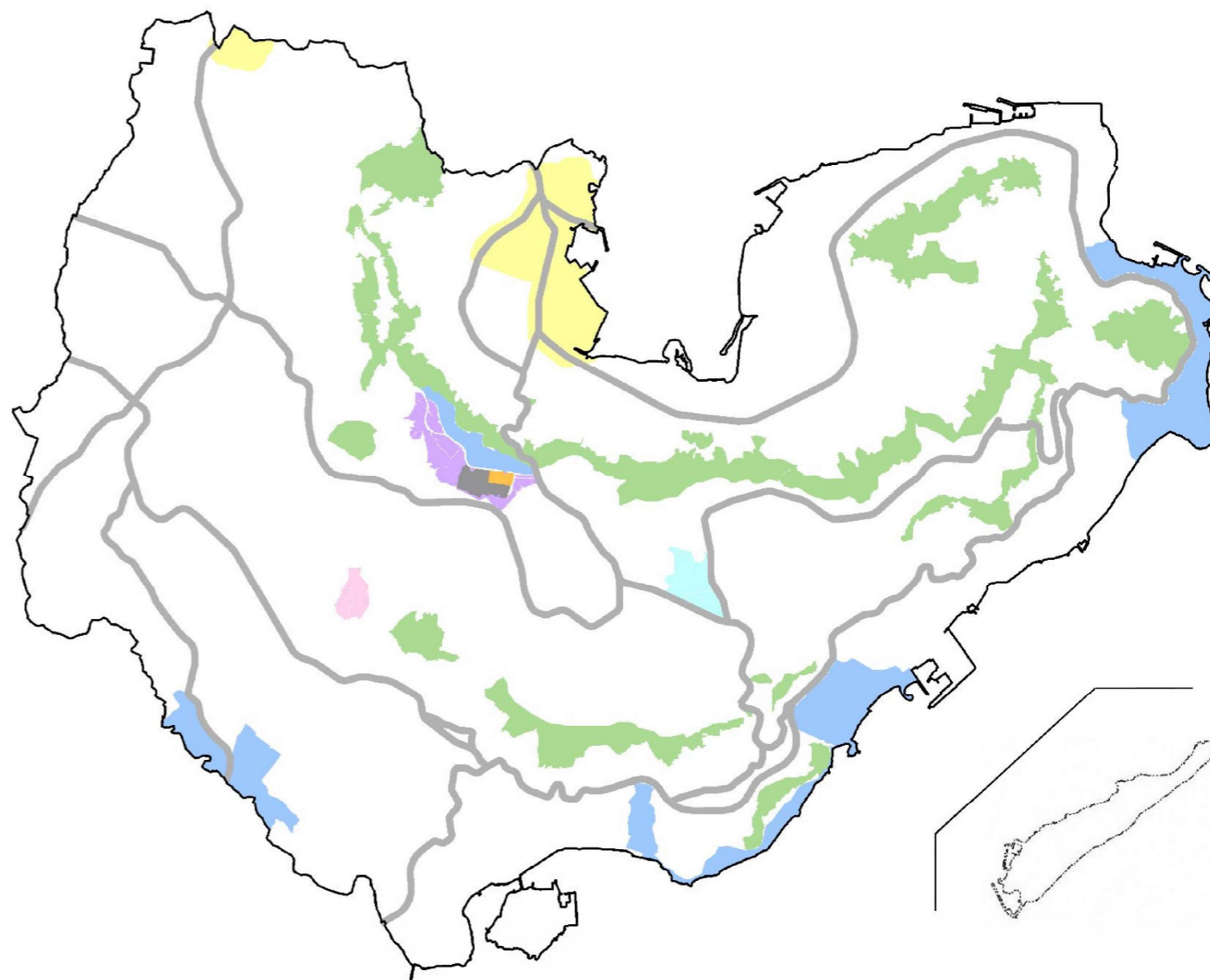
市全体の将来的な土地利用の方向性を示した「都市計画マスタープラン」に基づき、墓地禁止区域を策定しています。

墓地禁止区域の見直しを行う際には、以下の観点に基づきます。

- ① **自然・景観**との調和
- ② **環境・歴史的資源**の保全
- ③ **土地利用**との調和

以下の着色部分が令和2年3月時点の墓地禁止区域です。

必要がある場合には、
順次拡大・縮小の見直しを
行っていきます！



■ 良好な環境の維持

■ 用途地域の「住宅系用途地域」から100mの範囲

■ 景観の保全

■ 特定用途制限地域の「リゾート環境地区」「国道」「県道」の沿道 30m

■ 自然との調和

■ 「第1種風致地区」

■ 文化財の保護（自治会の要請より）

■ 船越地区

■ 上位計画に基づく規制

（南城市先導的都市拠点創出ビジョンより）

■ つきしろIC付近

■ 佐敷・玉城IC付近

■ 市役所用地

■ 公共駐車場等用地

■法人墓地について

南城市内には現在運営されている法人墓地が3つありますが、今後、施設の拡張や新規建設の際には以下の観点で整備・立地を誘導します。

(1) 景観との調和

市として残すべき**資源、景観に調和した誘導**を行います。

(2) 地域との調和

過去、法人墓地建設の際に住民から反対運動があったことも考慮し、**他公共施設との距離**や**中長期的に見て適正な規模感であるか**を管理団体と協議します。

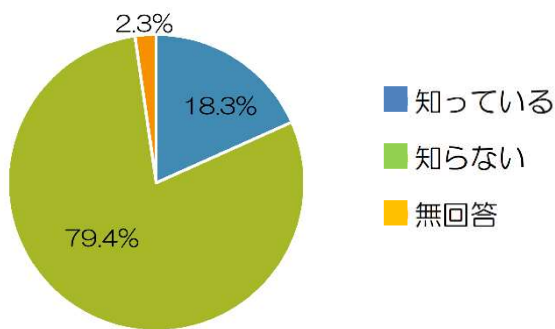
■その他墓地行政の取組み

(1) 無許可墓地（市の許可を受けず設置された墓地）対策

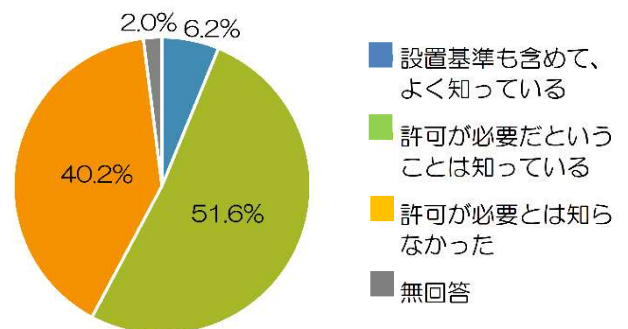
市のホームページや広報、行政窓口を活用した広報や墓に関する催事を通じて、啓発を行います。

■現在の墓地行政に対する認知度（市民アンケート結果より）

・墓地禁止区域を知っていますか？



・墓地の新設や移転等の際に市の許可が必要だということを知っていますか？



(2) 無縁墓地対策

無縁墓地対策として、以下の2点を検討します。

①管理型墓地への移行

無縁墓地になることが事前に分かっている場合、市内にある管理型墓地への移行が可能です。

②継承者届け出制度

墓地の継承者を行政が把握することで、個人墓地の無縁化を防ぎます。



- ・付近で無許可と思われる墓地工事を見かけた方
 - ・墓地の新設・移転等を計画されている方
 - ・墓地についての相談がある方
- は下記までご連絡をお願いします！

南城市役所

生活環境課

TEL : 098-917-5318